

第三十号議案

江戸川区難病患者福祉手当条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成三十年二月二十日

提出者 江戸川区長 多田正見

江戸川区難病患者福祉手当条例の一部を改正する条例
 江戸川区難病患者福祉手当条例（昭和四十九年六月江戸川区条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第三条第一項第一号の規定は、平成三十一年八月以後の月分の難病患者福祉手当の支給について適用し、同年七月以前の月分の難病患者福祉手当の支給については、なお従前の例による。

（説明）

所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の改正により、控除対象配偶者に係る規定を改める必要があるもので、本案を提出いたします。